



平成30年10月スタート

たばこマナーが向上するまちづくりにおいて

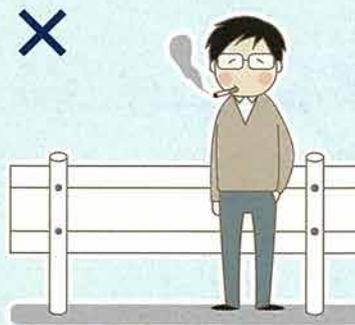
世田谷区たばこルール

近年の喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会を契機に、屋外の公共の場所の環境美化と迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定めました。喫煙する人としらない人が理解を深めあい、区民の協働により、たばこマナーを向上できるまちづくりをめざしましょう。

区民の皆さん

区内全域

道路、公園では、喫煙してはいけません(指定喫煙場所を除く)。



喫煙できる場所

屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる方へのたばこの煙による迷惑防止に配慮しましょう。

また、屋外の公共の場所、公開空地(※)では、「歩きたばこ」をしないように努めましょう。

※歩行者が自由に通行できる私有地等。



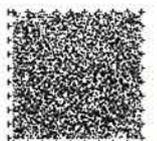
◆罰則は設けずマナー向上を

ルール策定において、喫煙する人・しない人、学識経験者、地元団体、事業者など、多様な方々との議論を重ねました。

その中で、罰則規定によらず「喫煙者のマナー向上により、世田谷区のよい環境を守りたい」というルールの方向をとりまとめました。

◆協働によるまちづくりの推進

ルール周知のためのキャンペーン実施、指定喫煙場所の設置や民間の指定喫煙場所への補助制度により喫煙環境を整えるなど、地域や事業者の皆さんとの連携により、協働のまちづくりを展開していきます。



喫煙場所の管理・整備

公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑を及ぼす場合には、灰皿の移設や撤去等、適切な管理をお願いします。

喫煙場所設置に対する補助も活用ください。

世田谷区では、民間による喫煙場所設置に対する補助制度があります。喫煙場所の確保にご協力ください。

詳しい内容は、下記の環境計画課へお問合せ下さい。



補助対象経費：建築工事、設備工事、備品購入に係るもの



世田谷区たばこルールの内容

- (1) 区民等(区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人)は、区内全域の道路、公園(身近な広場を含む)では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
- (2) 区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。
- (3) 区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地(※)においても、歩きたばこ(自転車乗車中を含む)はしないよう努めるものとします。
※公開空地：日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。
- (4) 事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。
- (5) 区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

お問合せ

世田谷区たばこルール、指定喫煙場所、民間の喫煙場所補助制度について

世田谷区環境政策部環境計画課

TEL 03-5432-2272 FAX 03-5432-3062

